

学校法人関西医科大学における大学発ベンチャーに係る兼業規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学学外研鑽・兼業に関する内規の規定に関わらず、学校法人関西医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程に定める認定を受けた関西医科大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、学校法人関西医科大学（以下「本法人」という。）とは別の法人格を有するため、本法人が法的な責任を一切負うものではない。

- (1) 本法人又は本法人の職員が保有する特許（出願中を含む。）を基にした起業（特許による技術移転型）
- (2) 本法人で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいた起業（特許以外による技術移転型又は研究成果活用型）
- (3) 本法人の職員が退職後にベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業。ただし、職員の退職からベンチャーの設立まで他の職に就かなかった場合又は退職から起業までの期間が1年以内の事例に限る。（人材移転型）

2 この規程において、「兼業」とは、次の各号に掲げるものをいい、報酬の有無を問わない。ただし、関西医科大学クロス・アポイントメント制度に関する規程に定めるクロス・アポイントメント制度の適用を受けた者は除く。

- (1) 大学発ベンチャーの役員、顧問または評議員の職を兼ねること。
- (2) 大学発ベンチャーを自ら営むこと。
- (3) 大学発ベンチャーの職員を兼ねること。

(兼業の原則)

第3条 兼業は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 職員の職務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職員の職務遂行上その能率に悪影響が生じる恐れがある場合
- (3) 職員の職と兼業先との間に特別な利害関係があり、又は生じる恐れがある場合
- (4) 職員の職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じる恐れがある場合
- (5) 兼業により起業する会社・組織の事業が、本法人の利益を害する場合
- (6) 本法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となる恐れがある場合
- (7) 兼業の内容が公序良俗に反する等社会通念に照らして適切なものと認められない場合
- (8) その他前号各号に準ずる事由がある場合

2 兼業による業務は、本法人の所定労働時間外において、従事することを原則とする。ただし、本法人における職務の遂行に支障が生じない場合に限り、兼業の従事時間として、所定労働時間の20%までは認めることがある。この場合、兼業に従事した時間数に応じて、給与を減額するものとする。

3 兼業する業務が、本法人にとって特別の利益をもたらす場合等については、前項ただし書きの規定を超えて許可する場合がある。この場合にあっても、兼業に従事した時間数に応じて、給与を減額するものとする。

(兼業の許可期間)

第4条 許可することができる兼業の期間は、法令等に特段の定めがあるものを除き、2年以内の期限を付して、これを許可するものとする。なお、第6条に規定する許可手続を得て兼業の期間を更新することができる。

(兼業の申請手続)

第5条 兼業の許可を得ようとする職員は、原則として、兼業を開始する3か月前までに、所定の申請書（別紙様式1号）を、学長へ提出しなければならない。

2 学長は、前項以外にも、必要と認められる書類の提出を求める場合がある。

（兼業の許可手続）

第6条 学長は、提出された兼業の申請内容を、学校法人関西医科大学利益相反マネジメントに関する規程第4条に定める利益相反マネジメント委員会及び学校法人関西医科大学イノベーション・ベンチャー推進室組織分掌規程第13条に定める産学知財会議で審査し、適正な申請と判断した場合は、理事長宛に上申する。

2 兼業の許可の可否については、学長の上申に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

（兼業内容の変更）

第7条 兼業許可を受けた事業内容等を大幅に変更する場合は、第5条に規定する申請手続きを速やかに行わなければならない。

（兼業許可の取消し）

第8条 理事長は、許可を行った兼業について、当該兼業に係る許可の基準に適合しなくなったと認めるとき（法令、条例や本法人の各種規程に抵触することとなった場合を含む。）は、その許可を取り消すことができる。

（事務分掌）

第9条 この規程に関する事務は、学校法人関西医科大学イノベーション・ベンチャー推進室組織分掌規程第10条に定める大学発ベンチャー推進部門が行う。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、産学知財会議、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。